

令和7年6月10日（火）午前9時30分より、6月の大刀洗町農業委員会総会をぬくもりの館会議室A・Bにて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第3号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和7年7月10日（木） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 3番 棚町泰 4番 中原信介
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一
14番 平田雅治 15番 平田秀樹 16番 青木照
17番 棚町和徳 18番 中野浩行 19番 高木晋介
【欠席委員】 2番 平城寿永 13番 重松栄一

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 田口 望

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方お願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名3番、4番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の地上権の設定が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は南側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道も南側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

5番 辻委員 問題ないと思っていたんですが、隣の農地のフェンスがよくわからないのですが。

事務局 田口 測量会社が測量されたときにはなかったフェンスが、現在はあって、申請地にはみ出して建ててありました。本日測量会社が農地所有者にフェンスをずらすように説明しに行くということです。農林に確認したところ、隣も農地なので、お互いが良ければそのままでも問題ないということですが、もめている間は許可が出せないということだと思います。

議長 柳 これは農業委員会が許可を出すという話ではなく、民民の話なので、お互いで話をつけてもらわないといけないですね。

4番 中原委員 もめて、隣の農地の方がやはり横に家が建つのは許可できない。とかできるんですか。

事務局 辻 農業委員会としては、農地の営農に支障がでるようであれば許可ができないという話になるんですが、営農に支障がないのであれば問題ないです。

5番 辻委員 農業委員会としては境界は関係ないんですか。

事務局 辻 民民の話なので、境界はお互いで話して決めてもらうことになります。

議長 柳 農業委員会はこの農地を転用していいか悪いかの判断をするので、境界が少しずれていることはお互いで話し合ってください。となります。

説明が終わりました。みなさんから何かありますか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆27㎡の地上権の設定です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

18番 中野委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号1, 2番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田6筆9, 214㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。

2番が購入される方の案件です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号3, 4番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番については田2筆492㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。

4番が購入される方の案件です。

議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号5, 6番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 5番については田2筆1, 997㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。

6番が購入される方の案件です。

議長 柳 それでは申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第4号1番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆1, 514㎡の売買希望です。

議長 柳 あっせん委員は棚町委員と中野委員をお願いします。

<事務局 議案第4号2番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆583㎡の売買希望です。

議長 柳 あっせん委員は平田委員と平城委員をお願いします。

<事務局 議案第4号3番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 山隈地区の農地の買入希望で、植木をされる予定です。

議長 柳 あっせん委員は棚町委員と中野委員をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。